



Temporary Skill Shortage visa (subclass 482)

目的: 雇用主が海外から労働者を任命した役職(ポジション)の為に雇い、オーストラリアにて一時的に就労する目的のビザとなります。雇用主は同じスポンサーシップの元でいくつかの異なるポジションを任命することが可能です。

期間: 最長2年または4年間まで雇用主のスポンサーにより就労が可能となります。

手順: 次の3つのステップになります。

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 1. Sponsorship (スポンサーシップ) | 雇用主となる企業(法人)の経営計画や現状の審査 |
| 2. Nomination (ノミネーション) | 任命される役職(ポジション)の審査 |
| 3. Visa Application (ビザ) | 就労者となる方の職務経歴や人物審査・同行扶養家族の審査 |

審査期間: 移民省サイトにて[公表](#)

申請方法: **A. Business In Australia (BIA)**

オーストラリアにすでに会社登記があり、オーストラリア国内において過去の実績があるケース

B. Business Outside of Australia (BOA)

- 1) オーストラリアにまだ会社登記が存在せず、または登記のみで実質事業が開始されておらず、海外(日本)における実績をベースにオーストラリアにおけるビジネスをこれから進出することを検討。(企業規模関係なく、企業初進出のケースなど)
- 2) オーストラリア国外法人とオーストラリア企業との契約義務遂行のために、現地で勤務が必要な場合

審査手順

1) スポンサー審査(企業(法人)) - 雇用主 **有効期限:5年間**

雇用主となる企業(法人)の経営計画や現状の審査

* 要件を満たす場合は、[認定スポンサー\(accredited Sponsor\)](#)を申請可能

2) ノミネーション審査(ポジション) - 役職 **有効期限:1年間**

任命される役職(ポジション)の審査

3) 就労者となる方の審査(ビザ) - 職務経歴 **有効期限:最長2・4年間**

就労者となる方の職務経歴や人物審査・同行扶養家族の審査

AOM Visa Consulting

Shiroyama Trust Tower27F, 4-3-1 Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-6027
email: info@aom-visa.com Tel: 81-3-4540-6305 Fax: 81-422-88-7781

<スポンサーの義務 Sponsorship Obligation>

就労ビザは就労者より、雇用主に責務が課せられているビザとなり、「[スポンサーの義務](#)」の内容を果たす必要があります。申請前に、この内容について熟読の上、申請者の支援を行います。

[スポンサーが支払うべき費用](#)

移民法にて、厳格に規定しており、スポンサーは以下の費用を支払う義務があります

- ・スポンサーシップ取得に関する費用（申請料金＋代行の場合はエージェント費用）
- ・ノミネーション取得に関する費用（申請料金＋代行の場合はエージェント費用）
- ・ノミネーション時にかかる研修ファンド費用

<研修ファンドの支払いについて Skilling Australians Fund>

2018年8月より、就労ビザのノミネーション申請時に、オーストラリア国籍および永住者が利用する[研修ファンド\(SAF\)](#)の支払い義務が開始されました。ノミネーション申請料金＋研修ファンドへの支払いを一括で支払う必要があります。寄付として、①ノミネーション申請時の赴任期間に準じる年数 ②スポンサー企業の売上高に準じて、研修ファンドへの支払額が決定します。

=具体例=

- ① Corporate General Manager (中長期的な職業リスト)として4年間派遣
- ② スポンサー企業売上高は1000万ドル以上

年間売上高	年間費用
1000万ドル以上	1800ドル
1000万ドル以下	1200ドル

1800ドル×4年＝7200ドルを一括で研修ファンド寄付として「ノミネーション申請時に」支払い必要

< 就労者の義務 >

ビザが発行された際に、申請者に対して2つの条件が課せられます。

ビザ条件（8607）

主に以下の条件があります

- ・ノミネートされたポジションで就労する必要があります。
- ・ビザ発行後90日以内に入国し、就労開始する必要があります
- ・就労を60日以上停止してはなりません。
- ・就労するにあたり、ライセンスが必要な職務については発行後90日以内に就労開始できるよう適切なライセンスを保持する必要があります。

健康保険加入の義務（8501）

482ビザ保持者は健康保険加入の義務が扶養家族含めた本人に課せられています。

ビザ有効期間中、健康保険を掛け、その負担をする責任があります。

現在、この健康保険に該当するものは‘Overseas Visitor Health Cover’ (OVHC) というものになり、民間会社から選択をして、加入することになります。現在はビザ発給目的のために、「[保険加入証明](#)」は提示不要となりましたが、ビザ保持期間中 健康保険加入は義務となっています。

参考：[Department of Health and Ageing](#)

[Private Healthcare Australia](#) --- 各社連絡先（Medibank / Bupa など）